

平成19年2月8日開会

平成19年2月8日閉会

(臨時第1回)

由布市議会会議録

由布市議会事務局

由布市告示第 11 号

平成 19 年第 1 回由布市議会臨時会を次のとおり招集する

平成 19 年 1 月 31 日

由布市長 首藤 奉文

1 期 日 平成 19 年 2 月 8 日

2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂

応招した議員

小林華弥子君	高橋 義孝君
立川 剛志君	佐藤 郁夫君
佐藤 友信君	溝口 泰章君
西郡 均君	淵野けさ子君
太田 正美君	二宮 英俊君
藤柴 厚才君	佐藤 正君
江藤 明彦君	佐藤 人巳君
田中真理子君	利光 直人君
小野二三人君	吉村 幸治君
工藤 安雄君	丹生 文雄君
三重野精二君	生野 征平君
山村 博司君	久保 博義君

応招しなかった議員

新井 一徳君	後藤 憲次君
--------	--------

平成19年 第1回(臨時)由布市議会会議録

平成19年2月8日(木曜日)

議事日程

平成19年2月8日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第6号)」
- 日程第5 議案第1号 土地改良事業の施行について
- 日程第6 議案第2号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合同規約の変更について
- 日程第7 議案第3号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第7号)について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算(第6号)」
- 日程第5 議案第1号 土地改良事業の施行について
- 日程第6 議案第2号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合同規約の変更について
- 日程第7 議案第3号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第7号)について

出席議員(24名)

1 番	小林華弥子君	2 番	高橋 義孝君
3 番	立川 剛志君	5 番	佐藤 郁夫君
6 番	佐藤 友信君	7 番	溝口 泰章君
8 番	西郡 均君	9 番	淵野けさ子君
10 番	太田 正美君	11 番	二宮 英俊君
12 番	藤柴 厚才君	13 番	佐藤 正君
14 番	江藤 明彦君	15 番	佐藤 人巳君
16 番	田中真理子君	17 番	利光 直人君
18 番	小野二三人君	19 番	吉村 幸治君
20 番	工藤 安雄君	21 番	丹生 文雄君
22 番	三重野精二君	23 番	生野 征平君
24 番	山村 博司君	25 番	久保 博義君

欠席議員（2名）

4 番	新井 一徳君	26 番	後藤 憲次君
-----	--------	------	--------

欠 員 なし

事務局出席職員職氏名

局長	衛藤 重徳君	書記	衛藤 哲雄君
書記	吉野 貴俊君		

説明のため出席した者の職氏名

市長.....	首藤 奉文君	助役.....	森光 秀行君
教育長.....	二宮 政人君	総務部長.....	二ノ宮健治君
総務課長.....	秋吉 洋一君	総合政策課長.....	野上 安一君
財政課長.....	米野 啓治君	国体準備室長.....	工藤 浩二君
産業建設部長.....	篠田 安則君	農政課長.....	平野 直人君

建設課長.....荻 孝良君	健康福祉事務所長.....今井 干城君
環境商工観光部長.....小野 明生君	挾間振興局長.....後藤 巧君
庄内振興局長.....大久保眞一君	湯布院振興局長.....佐藤 純一君
教育次長.....後藤 哲三君	消防長.....二宮 幸人君

午前10時00分開会

議長（副議長 久保 博義君） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成19年第1回由布市議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には公私ともに何かとご多忙な中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

すでに皆様もご承知のとおり、後藤議長が先月10日から病気治療のため入院中でありまして、当分の間、議長としての職務を執り得ないとする旨の届が提出されております。従いまして、本臨時会には後藤議長が出席出来ませんので、地方自治法第106条第1項の規定により、不肖、副議長である私が、議長の代理として、その職務を行います。議員各位並びに執行部の皆様の格別のご協力を賜りまして、この重責を全うしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち、本臨時会の招集者であります、市長の挨拶を受けます。市長。
市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。第1回臨時会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。今年は例年になく暖かい冬となりましたけれども、議員皆様方にはお元気でご活躍のことと存じます。さて、本日は、臨時会の招集を申し上げましたところ、公私共に大変お忙しい中に、病気療養中の後藤議長さん、新井議員さんを除く皆様方、ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。後藤議長さんには、この期間にしっかりと治療に専念されて、一日も早い全快を祈っているところでございます。また、病気治療されておりました、藤柴議員さんと利光議員さんも元気に回復されまして、復帰されましたこと、心からお喜び申し上げます。さて、本臨時会では、承認2件、議案3件をご提案申し上げます。慎重なるご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

議長（副議長 久保 博義君） ただいまの出席議員数は24名です。後藤議長並びに4番 新井一徳議員が所用のため欠席です。定足数に達していますので、ただいまから平成19年第1回由布市議会臨時会を開会致します。執行部から、市長、助役、教育長、各部長、関係課長の出席を求めています。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、

お手元に配布の議事日程のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（副議長 久保 博義君） まず日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、17番 利光直人君、18番 小野二三人君の2名を指名します。

日程第2 会期の決定について

議長（副議長 久保 博義君） 次に日程第2 会期の決定についてを議題と致します。本臨時会の会期は、本日1日限りと致したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定致しました。これより議事に入ります。

日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」

日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算（第6号）」

日程第5 議案第1号 土地改良事業の施行について

日程第6 議案第2号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について

日程第7 議案第3号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第7号）について

議長（副議長 久保 博義君） 日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについてから、日程第7 議案第3号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第7号）についてまでの5件を一括上程します。市長に提案理由の説明を求めます。

市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま上程されました議案につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。本臨時会でご審議頂きます案件につきましては、すでにお手元にお配りをしておりますように、専決処分の承認2件、一般会計補正予算を含む議案3件でございます。それではご説明を申し上げます。

承認1号、承認2号につきましては、専決処分の承認を求めるものでございます。

まず承認第1号でございますが、これは平成12年度から5年間実施致しました、中山間地域等直接支払制度交付金事業において、旧庄内町及び旧湯布院町で、地区の集落協定

時に、国が規定する要領の解釈の取り違え等がございまして、交付金の対象に含まれない農地が算入されておりまして、国、県に補助金の過払いを生じさせたことに対して、当時の担当者を訓告処分すると共に、私を最高責任者として、給料の100分の10を減額するための、条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第2号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。今回の補正は、1月の人事異動等に伴う人件費の調整、及び消防署職員の新規採用による初任科教育のための被服購入等がございまして、歳入歳出共に415万円を追加して、予算の総額を158億2973万7千円とするものでございます。この補正財源と致しましては、地方交付税を見込んでおるところでございます。

以上、承認第1号及び承認第2号を地方自治法第179条第1項の規定によりまして、専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第1号 土地改良事業の施行について、ご説明を申し上げます。土地改良事業を行おうとする場合には、あらかじめ市議会の議決が必要である旨、土地改良法に定められております。

本事業箇所は、農道、水路が未整備なため、生産物の運搬や用水不足に苦慮しておりました。そのため、県に要望しておりましたところ、採択の見通しがつきましたので、この事業により、水路の整備を進め、農業経営及び農産物の品質、収穫量の安定化を図りたいと考えております。

事業内容等につきましては、元気な地域づくり交付金事業で、延長608mの水路改修を行うものでございます。概算事業費は1200万円で、事業年度は、平成19年度から平成20年度までの2カ年で行うものでございます。

平成19年度より工事を行うため、早期に土地改良法の手続きが必要なことから、今臨時議会での議決を求めるものでございます。

次に、議案第2号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更についてでございますが、これは平成19年2月28日をもって、玖珠郡老人養護組合を脱退させることに伴い、同組合規約の変更が生じるため、地方自治法第286条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第3号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第7号)について、ご説明を申し上げます。今回の補正は、補正額についての変更はございませんが、国体準備事業に係る、湯布院スポーツセンター第2球技場人口芝整備事業の繰越明許費についてでございます。

繰越明許費とした要因は、開発面積が1万平方メートルを超える開発行為でありまして、開発行為許可申請に時間を要したこと、土木工事と人工芝整備とに分割発注したことなどの理由によりまして、年度内の完成が困難となりましたので、完成後の分筆登記委託料を含め、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許をするものでございます。

以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当部課長よりご説明を申し上げますが、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 市長の提案理由の説明が終わりました。これより、ただいま上程されました各案件について、詳細説明を求めます。まず、日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」の詳細説明を求めます。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは、承認第1号についてご説明を申し上げます。専決処分の承認を求めることについて 地方自治法第179条第1項の規定により、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。次ページをお願い致します。専決処分書。下記の件について、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認め、専決処分する。記、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例。平成12年度から実施の中山間地域等直接支払制度交付金事業において、団地設定等の職務の遂行に一部誤りがあり、国、県に補助金の過払いを生じさせたことに対して、監督者としての道義的責任で給料の減額を行うため。次の次、最終ページをお願い致します。そこに新旧対照表を掲載してございます。現行は、附則の平成18年6月30日条例第50条ということと、この条例は、平成18年7月1日から施行する、ということになっております。この分につきましては、7月から市長の給与を100分の10減額するというものの条例でございました。それから改正案でございますけども、これにつきましては、項が2項にまたがりまして、施行期日を入れまして、1項、この条例は、平成18年7月1日から施行する、ということで、施行期日を入れさせていただきました。それから2項でございますが、暫定措置ということで、市長に支給する平成19年2月分の給料は、由布市長等の給与の特例に関する条例第1条に規定する支給額に100分の10を乗じて得た額を減じた額を支給する、ということの改正でございます。以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算（第6号）」の詳細説明を求めます。

財政課長（米野 啓治君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により「平成18年度由布市一般会計補正予算（第6号）」を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。次ページをお開き下さい。理由といたしましては、平成19年の1月1日付けで人事異動等がございました。これに伴う調整、及び新採用の消防職員の初任科教育のための被服費購入等でございます。4ページ目をお開き下さい。平成18年度由布市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるということでございまして、歳入歳出に415万円を追加いたしまして、予算の総額を158億2973万7000円をお願いするものでございます。6ページをお開き下さい。まず、歳出からご説明申し上げます。1月1日付けで3名の異動がございました。それに伴う給与等の調整でございまして、まず2款の総務費、それから1項の総務管理費、2項の徴税费、3款民生費の中の社会福祉費等の給与の調整をいたしております。それから7款の商工費につきましては、それぞれ時間外手当を9月、12月で総務管理費の中で、一括で補正をしておりましたが、監査委員さんの指摘により、現課で組むのが好ましいということでございまして、時間外手当は、今回それぞれ各課に調整をかけております。それから9款の消防費につきましては、4名の消防新採用の方の被服費等でございます。時間外手当につきましては、また再度3月補正で調整をいたしたいと思っております。それから、5ページにお戻り下さい。この財源といたしましては、特別交付税を見込んでおります。現在、特別交付税12月の交付は、2億9304万1000円交付されております。3月交付される分につきましては、まだ決定されていませんが、この残額はくると思っております。以上で説明を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第5 議案第1号 土地改良事業の施行について、詳細説明を求めます。はい。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。よろしく申し上げます。議案第1号、土地改良事業の施行について。土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業を施行したいので、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、裏面をお開き下さい。事業の概要を書いております。事業の延長が608mで、幅が40cmでございます。事業の概算事業費が1200万、19年度と20年度の2年にかけて行う事業でございます。負担の区分ですが、国が55%、県費が15%、市費が15%、地元負担金が15%で行うものでございます。場所につきましては、庄内地域の柿原地区でございまして、210号線沿いを通っておりますと、庄内製畳という畳屋さんがございます。あの裏側を通っている水路でございます。位置につきましては、一番最後のページに書いてご

ざいます。受益面積は、11.5haを潤す水路でございます。以上でございます。

議長(副議長 久保 博義君) 次に、日程第6 議案第2号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合理約の変更についての詳細説明を求めます。はい、どうぞ。

総務課長(秋吉 洋一君) それでは、議案第2号についてご説明を申し上げます。地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合理約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定に基づき、大分県退職手当組合から玖珠郡老人養護組合を脱退させ、同組合理約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。提案理由。平成19年2月28日をもって、玖珠郡老人養護組合を脱退させることに伴い、同組合理約の変更が生じたため。次のページをお願いします。右側の方でございますが、改正案と現行ということで、別表が載っております。現行のちょうど真ん中に線を引いております。玖珠郡老人養護組合。これを改正案として削除するというものでございます。以上でございます。

議長(副議長 久保 博義君) 次に、日程第7 議案第3号 平成18年度由布市一般会計補正予算(第7号)について、詳細説明を求めます。はい、どうぞ。

財政課長(米野 啓治君) 議案第3号、平成18年度由布市一般会計補正予算(第7号)。次ページをお開き下さい。今回の補正は、明許繰越をお願いするものでございます。繰越明許費第1条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することが出来る経費は「第1表繰越明許費」によるということでございまして、次ページをお開き下さい。10款教育費、7項の保健体育費の中の、事業名、国体準備事業でございまして、金額は1億円を繰り越すするものでございます。理由といたしましては、先ほど市長が申し上げましたが、1万㎡を超える開発行為をするため、大分県知事に対しまして、開発行為許可申請が必要になったこと、またその処理に時間を要したこと、それから開発行為許可通知を待って、国体施設整備事業費補助金交付申請を行うこととでございます。それと、指名型の簡易プロポーザル方式で実施することとしたため、製品の特定に予想以上に時間を要したこと、また、上下分離発注としたことによる土木工事完成後の人工芝整備の実施となるため等とでございます。以上で説明を終わります。

議長(副議長 久保 博義君) 以上で、上程されました各案件の詳細説明を終わります。お諮りします。ただいま上程され、議題となっております各案件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(副議長 久保 博義君) 異議なしと認めます。よって、ただいま上程され、議題

となっております各案件については、委員会への付託を省略することに決定いたしました。これより、審議に入ります。まず日程第3 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」を議題として質疑を行います。質疑ございませんか。ありませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） いくつかお尋ねいたします。今日、開会前に差し替えがありました。鑑の部分は承認第1号と書いた書類、この書類が変わることについては、別に差し支えありません。しかし問題は、その後の専決処分書。1月25日に専決処分した書類そのものが変わるなんてことは、あってあられない話なんで、まずどうしてそういうことが起こるのか。1月25日に告示した文書をそう度々差し替えることが出来るものなのか。法律的に全然そういうことが許されるのかどうかね、お尋ねしたいと思います。これを改める告示を改めてしなきゃいかんんじゃないかと私は思います。まとめて言います。2つ目は、これが提案された去年の3月議会、あるいは一部改正があった6月議会、いずれも議会の質疑はありませんでした。私自身も知らなかったことに、非常に自分自身情けない思いがしているんですけども、条例文を見てびっくりしたんですね。条例文そのものは、由布市長等の給与の特例に関する条例っていうのが本体ですね。なんて書いてるかっていうと、由布市長、助役及び収入役の給料の支給に関する特例って書いてるんです。しかし、去年の3月の前の一昨年12月にですね、由布市の収入役を置かないっていう条例を作ったばっかしなんです。にも関わらず、ここに収入役という文言がずらっと出てくるんですね。なんでこんな、欠陥といたら足りないんですけど、これ蛇足っていうんですけど、いらんことを書くっていう条例を作ってるんですね。なんでこういうことになったのかっていうのが、私、情けない思いがしてるんです。そういう注意散漫なところがね、今回みたいにあってあられないような、告示をした文書が、議会当日に差し替えられるみたいなことを行われているんじゃないかと思うんですけども、2番目には、その収入役といういらんもんをくっつけた条例を制定したということについて、どういうふうに考えるのか。条例そのものは、すでに収入役は、あと2ヶ月ちょっとで地上から文言が消えてしまうんで、そのことも含めてね、今後の対応としてどういうふうにするかも併せてご回答いただきたいと思います。その次は、本体なんですけども、支給額というふうに書いてます。第1条の支給額に該当するところは、2ヶ所あるんですね。本来の支給額と末尾の最後に減額して、される支給額。だから、1条に定める支給額という言い方では、やっぱり条例的にもおかしいんですけども、その支給額そのものを100分の10とした根拠は一体どこにあるのか。その基準について、3点目にお答えいただきたいですけどね。昨日、一昨日ですか、不祥事のあった市長は減俸30%ちゅうようなことが新聞に出てましたけども、

10%と30%、事件の内容は向こうの方が多少ひどいのかなというふうに思うんですけども、そういう10%、20%、30%あるいは半額にするという基準があるのかどうか、3点目にお尋ねしたいと思います。以上です。

総務課長（秋吉 洋一君） それでは8番西郡議員のご質問に対して、ご回答を申し上げます。まず1点目の告示日後に条例の差し替えがあっただけかということのご質問でございますけども、本来は告示した後にそういう訂正等が生じた場合、告示の変更ということではあると思っております。そのことにつきまして、今回は告示の変更をいたしておりませんでした。事務の怠慢ということで、大変申し訳なく思っております。今後、このようなことのないようにしたいと思います。大変申し訳ありませんでした。それから、2点目の質問でございますけども、由布市長等の給与の特例に関する条例の中の、収入役の部分でございますが、これにつきましては、この時点で収入役というものを置かないということになっておりましたので、この分につきましては、条例の改正が必要であった、というふうに認識いたしております。申し訳ございません。それから3点目につきましてですね、本来の支給額を明示すべきじゃないかと、第1条ではなんとなく分かりにくいというご指摘でございます。このことにつきましては、改正案のところでは条例第1条に規定するところを、もっときちっと現行の市長の給料額を明示して、それに対するそういうことを明確にすべきじゃないかというご質問でございますけども、これにつきましては、従来がよかったかどうか分かりませんが、現行の条例第何条のという回答を申し上げておりました。具体的な金額を明示しないということで今までやっておりました。このことにつきましては、再度、詳細に精査をしてみたいと考えております。最後の100分の10という減額に対して、どの基準をもって100分の10としたのかというご質問がございましたけども、この100分の10の減額につきましては、これといった基準はないというふうに認識いたしてございまして、市長の判断でこの100分の10というものが設定されるというふうに認識いたしてございまして、すみません、以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） 第1条に、由布市特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例第5条の規定に関わらず同条の規定を適用した場合に、その者に支給することとなる額。これも支給額と言えるんですね。と同時に、最後に書いている減額した額を支給する。これも支給額と言えるんです。そういう点では、金額を明示しろというんじゃなくて、どういった支給額のことを指しているのか。2つ支給額が自治法の中にあるからね、どちらですということを明確にして、この支給額ですということではないと、元の支給額に100分の10なのか、減額した額の100分の10なのかというところがね、解釈によって変

わるんですよ。だからそんなね、金額を明示しろっていうんじゃなくて、そういう解釈が色々とれるようなことはおかしいと。条文上で。それを言ってるんです。それと最後の、基準は市長が決めるんだちゅうけども、その決める基準はどういうふうにあるんですかちゅうことを聞いているわけですから、そのいかにもさも適当に決めましたみたいな答弁をしてましたけどね、そうじゃなくって、やっぱり色んな段階にわけて、こういうような形で今回は100分の10にしましたというようなことを言わないと、そんな市長が勝手に決めました、それでいいじゃねえかみたいなことがどうしてとおるんですか。ちなみに聞きますけども、市が余計に市民に変わってですけどもね、負担しなきゃならなかった額と、それと今回減額される額の金額がどのくらいになっとるのか、お知らせいただきたいと思えます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

総務課長（秋吉 洋一君） 西郡議員さんのご質問に対して、ご回答申し上げます。特別職の給与に関する条例は、別表で市長の給料額は81万円ということになってございます。それを7月に100分の10減じたということで、72万9000円になってございます。それからなおかつその72万9千円に対して、また100分の10を減じるということで、市長の2月分の給料額については、65万6100円ということになります。以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） はい、総務部長。

総務部長（二ノ宮 健治君） 8番議員にお答えします。条例の第1条の、どれを指すかということなんですが、この条例につきましては、当初、先ほど言いましたように、81万円という条例になっております。それを10%を減額するという条例で、その金額が先ほど指摘のあった第1条の支給する額だというのが、条例の建て前じゃないかと思っております。その額に対して、また100分の10を減額するというようなことでございます。それと、今ご質問のありました返還額ですが、旧庄内町分については、集落が共同取組活動分を除くというようなことになっておりまして、354万9883円です。それから湯布院町につきましては22万8054円、挾間町につきましては返還額はございません。以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） そういうふうを受け取れるって支給額をですね、第1条全部をとおして減額した額だというのが、そちらの主張なんですよ。当然、72万9000円だと。それは分かるんです。それはそういう解釈で条文を読むから、そうなるわけです。そういうふうには思わなくて、支給額は本来の支給額だというふうに受け取ったら、それは

成り立たないわけですよ。だから、色々受け取れるような、規定した支給額みたいな書き方をするのはおかしいんじゃないかというのが、私のお尋ねのあれです。だからそれをおかしくないんなら、おかしくないと。どうしておかしくないと、それを説明して下さいよ。

議長（副議長 久保 博義君） はい、総務部長。

総務部長（二ノ宮 健治君） 8番議員にお答えします。今回初めて、由布市長等の特例に関する条例というのがあるんですが、その一部改正を行いました。さらに、また10%減額というのを、その一部改正する条例のさらに一部を改正する条例という形になってます。当初の由布市長等の給与の特例に関する条例については、81万円というのが明記されてますし、その10%を減額するという条例が、条例の一部改正をする条例です。だから、それを今回さらに10%の減額をするというようなことですから、私達の解釈としては、条例第1条に規定する支給額については、10%をカットされたその条例の額だということに考えておりますので、これでいいと思っております。それともう1点は、先ほど市長がなぜ10%かということなんですが、今回の処分については、懲戒処分を職員についてもいたしておりません。どういう処分が適切かということにつきましては、1つの内規的なものを持っておりまして、今回につきましては、職員については嚴重注意と訓告という、懲戒処分にいたしませんでした。そういう中で、市長につきましては、職員の懲戒処分があった場合は約10%の3ヶ月分というような処分の仕方を今までやってきてますが、今回につきましては、懲戒処分には当たらないというような感じの中で10%を、そして1ヶ月分ということにさせていただきました。

議長（副議長 久保 博義君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、承認第1号を採決します。本件は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立21名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。次に、日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「平成18年度由布市一般会計補正予算（第6号）」を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） 理由の中で、1月1日付けで異動を行ったから調整を行うというのは分かるんです。その後のですね、新採用消防職員の初任科教育のため、被服費購入等となっておりますけども、4月に採用するのにどうして今頃被服費を予算化せんといかん

のですか。それともすでに採用が決まって、1月1日付けで何人が採用してるとかいうんですか。この前、定数を増やしたばかりなのに。それとついでにお尋ねしますけども、今度の自治法の改正で「暇がない」というのが変えられました。4月1日施行ですから、別に特段、そういうこと考えなくていいと思ってるんかもしれんけども、4月1日施行の分をそれぞれ明示しているんですね。だから、それ以外は公布の日から施行するようになってるんです。当然、暇がないという表記の仕方はおかしいと思うんですけどね。その点は検討されたのかどうか、お願いしたいと思います。それと、今中身について、地方交付税の特交の部分ですね。これは暫定というか、12月までは暫定でくると思います。決定は3月だというふうに理解しておるんですけども、暫定できてる金額そのものがこういうふうに余裕があったのかどうか。そのへんを、いわゆる隠していたのかどうか、お尋ねしたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） はい、総務部長。

総務部長（二ノ宮 健治君） 8番議員にお答えします。暇がないということがいつも議論いただいているところです。一つは4月1日から自治法の改正によりまして、そのことも頭にありますので、今回この言葉を使うかどうかということをお大分議論いたしました。なんでこの言葉を使うかというと、この条文の中に3つくらいものがあります。その中のことについては、議会を開く暇がないという、説明を兼ねてやっています。それで4月以降につきましては、自治法の改正どおりにしたいと思っております。大変すみません。消防職員につきましては、4月1日からすぐ半年間の消防学校の入校になります。それで、当初予算では間に合わないということで、金額も大きいということで、入札等をしなければならないということで今回こういう形をさせていただきました。

財政課長（米野 啓治君） 8番議員さんにお答えいたします。特別交付税が決定されていて、隠しているのではないかとということでございますが、決して隠していることではございません。財源がなくて、これくらいは延びて決定されるであろうということで、一応見込んで計上させていただきました。

議長（副議長 久保 博義君） はい、いいですか。他に質疑ございませんか。ありませんか。質疑なしと認めます。（発言する者あり）8番。

議員（8番 西郡 均君） 4月1日に採用するのに、3月議会の予算化じゃ間に合わんちゅう意味ですか。それにはちょっと、段取りしてれば別に構わんのじゃないですか。

議長（副議長 久保 博義君） はい、総務部長。

総務部長（二ノ宮 健治君） 一つは、先ほど言いましたように、4月1日から半年間、消防学校の方に新入職員ということで入校いたします。そのときに、制服で来いというこ

とになってます。3月議会にした場合に、今回金額が大きいということで、正式な入札等ですね、全部行わなければならないということで、こういう専決処分をさせていただいて、2月に入札を行いまして、それから実際に作業服はあつらえになってますので、結構時間がかかります。そういう理由で専決処分をさせていただきました。

議長（副議長 久保 博義君） はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） 実は消防団も今年、新調させていただいたんですけども、その金額とえらい違うんですね、額が。一桁以上。どうあったのかな、とちょっと疑心暗鬼になりましたんですけども。内訳が分かれば、教えていただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） はい、消防長。

消防長（二宮 幸人君） 消防長です。8番議員にお答えをいたします。消防職員の場合には、やはり現場活動、いわゆる色々な品物がございまして、先ほども部長が申しましたように、作成に相当2ヶ月くらいかかって、被服を作るということでございまして、品物そのものが、なんて言いますか、消防団の場合には、被服費、いわゆる帽子と作業服、ズボンというのが、主流でございまして、消防署の場合は、需要の少ない耐火服とか活動服、そういう特殊なものがございまして、当然、単価もはね上がるというふうな状況でございまして。以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 今聞くことによると、2ヶ月前に作らんと悪いちゅうことになる、もうすでに人は決まっているということになるんですね。4月から行くためには、（発言する者あり）採用試験はしてて（発言する者あり）あ、もう内定してるんですね。はい、分かりました。

議長（副議長 久保 博義君） 他に質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより、承認第2号を採決します。本件は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定いたしました。次に日程第5 議案第1号 土地改良事業の施行について を議題として質疑を行います。質疑ございませんか。はい、8番。

議員（８番 西郡 均君） 提案理由の説明に「庄内町柿原地区用排水路整備事業を行うため」とあります。庄内町柿原地区だな、というふうに思ってたんですが、次の概要書を開くと、そのものずばり「元気な地域づくり交付金事業（柿原地区）」。地名も由布市庄内町柿原地区です。どういうわけか、別添６のところには由布地区。由布地区に急になるわけですね。で、別添の書類を見ますと、地区名は由布地区となっているんですね。そしてよくよく読んでみると、２番目のテーマ及び目標設定の考え方、地区の概要、「本地区は」と指しているところを読みますと、庄内町全般を指しているんですね。そうかなあとって４番目の元気な地域づくりの事業効果を見てみますと、「本地区の水路管理は地区で行っているが、補修等のうんぬんかんぬん」というのは、全く水路関係だけを指しているんですね。もちろん、その上の３の「目標を定量化する指標（数値目標）」の面積「１１．５ha」もその当該水路該当地区だけです。だから、その下の５の地区の説明もたぶん柿原地区の該当地域だと思うんです。あえて最後にですね、由布地区なんていう文言をつけたってというのは、私には全く理解出来んのです。この由布市議会をとって、県に申請されるんですよ。どうしてこんな地区の書き方をしたのかっていうのが理解出来んのですけども、それを教えていただきたい。そうすると、２点目は、一般的な水路の名称というのがあったら、ぜひそれも教えていただきたい。その当該箇所の柿原の当該用排水路の名称ですね。俗に、朴木だったら上井手、下井手とかいう形でやっていますけども、地元で水路の、特に呼ばれている名称はないのかどうか。分かっていたら教えていただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい、農政課長。

農政課長（平野 直人君） 農政課長です。８番議員にお答えいたします。名称が由布地区だとか柿原地区だとか、こういう名称になっておりますけども、元気な地域づくり交付金事業というのはですね、もう由布市全体を指して元気な地域づくりということで、大枠をとっております。でありますんで、元気な地域づくり交付金事業は、柿原地区だけじゃなくして湯布院地域であっても、挾間地域であっても、こういう事業がされるわけございまして、そういう意味で大きくとっているものでございます。別にどこということも指しているものではございません。それからあとの、柿原水路ということもございまして、特別な名称はあるのかもしれませんが、私のところには柿原水路ということでも聞こえてきておりませんものですから、柿原水路ということにしております。

議長（副議長 久保 博義君） はい、８番。

議員（８番 西郡 均君） 市内全域を指して由布地区を該当にすると言うんだったら、計画書そのものもね、ぜひそういう計画にして、もちろんその庄内町だけしか、それが過疎地域だけしか該当しないというようなね、元気な地域づくり交付金事業なのかというこ

ともあるんですけども、由布市全域に該当するものなら、由布市全域を該当するような書き方をですね。例えば地区の概要についても「本地区は」ち書いちよるのは、全部庄内町だけしか指してないんですよ。だから、この元気な地域づくり交付金事業を塚原でも朴木でも利用出来るというならね、その由布市全体が該当するようなそういう計画書にしておかないと、おかしいんじゃないかと思うんです。個々の、いくつか書かれるところはあるですね。ついでにお尋ねしますけども、だから計画期間と事業実施期間がこういうふうに違うというふうに理解していいんですか。事業実施は19年、20年になってます。計画期間は18年から22年になってます。ただ、22年まで他の地域でも、この地域づくり交付金事業をとってみたいというところがあったら、それを22年まで追加変更出来ますよと、いうふうに理解していいのかどうか。そのへんもあわせてお答えいただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい、農政課長。

農政課長（平野 直人君） 先ほど言いましたように、由布地域全体を元気な地域づくりということに位置付けておりますんで、他の地域がですね、要望がありましても対応出来ます。だから、計画年度につきましては、18年度からこの計画をやってきております。でありますんで、実施につきましては19、20と、この1年間かけて計画をしていきたいということでございます。以上です。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 追加変更出来るのかどうか、加えてお答えいただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） はい、農政課長。

農政課長（平野 直人君） 追加変更と言うよりも、こと新たに元気な地域づくり交付金事業で他の地域をですね、事業実施をすることが出来ます。だから個別にそれぞれ一つ一つの事業は事業で、扱っていくわけでございます。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 他に質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決

されました。次に日程第6 議案第2号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う同組合規約の変更について を議題として質疑を行います。質疑はございませんか。8番。

議員(8番 西郡 均君) 議案の、地方自治法第286条第1項の規定に基づきというのは、間違っているんじゃないでしょうか。実は、先般専決処分の報告があった国東市の加入についていただいた県知事の許可書がですね、地方自治法第126条第1項の規定により許可するというふうになってますんで、あれ、県知事が許可するのも議会が議決するのも同じ条文かなと思って見たら、やっぱり別なんですね。議会の議決条文は、これ間違ってるんじゃないかというふうに思うんですけども。ちなみに、290条に議会の議決が書かれています。

議長(副議長 久保 博義君) 休憩とりますか。暫時休憩します。再開は11時10分。

午前10時59分休憩

午前11時11分再開

議長(副議長 久保 博義君) それでは再開します。はい、総務部長。

総務部長(二ノ宮 健治君) 大変申し訳ありません。8番議員にお答えいたします。議案第2号につきまして、自治法の286条第1項の規定にというのが290条じゃないかというご指摘でございました。この変更につきましては、退手組合の方からこういう形で議会にかけろということがきております。今までもずっとこういう形でかけてまいりました。確かにご指摘のように第3行目の「同組合規約を別紙のとおり変更することについて」、その後地方自治法第290条の規定により議会の議決を求める、というものが落ちていたという具合に思ってます。大変申し訳ありません。以後につきましては、精査をしてこういう具合にしたいと思っております。以上です。

議長(副議長 久保 博義君) はい、8番。

議員(8番 西郡 均君) これまでも一部組合のね、色んな書類について不具合なところを挾間町議会のときにもかなりこちらから言って直していただいた経過もあるんで、ぜひともそれをお願いしておきたいと思います。一つお尋ねしたいんですけども、聞きなれない組合が脱退するんですよね。玖珠郡老人養護組合。どういう組合だったのか、まだ2月28日までありますから、人から尋ねられたら困るんで、ぜひこういう組合だったんですよというのを教えていただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 答弁いいですか。（発言する者あり）はい、総務課長。

総務課長（秋吉 洋一君） 今の西郡議員さんのご質問に対して、私どもで組合の方に問い合わせをして、調査してですね、また後日、こういうものですよということで報告申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 他に質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立23名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に、日程第7 議案第3号 平成18年度由布市一般会計補正予算（第7号）についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） 開発行為の申請がいつされてですね、許可はいつごろなったのか、あるいはまだ見込みなのか。それと2つ目は、分筆登記云々と言いました。かなりの金額のようですが、登記そのものは、こちらで出来ないのかどうか。大半が登録免許税だというなら別に構わないんですけども。その大半が委託料だということになったら、おかしいんじゃないか。こちらで出来ればした方がいいんじゃないかというふうに思うんですけど、その点についてお尋ねいたします。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

国体準備室長（工藤 浩二君） はい、8番議員のご質問にお答えをいたします。国体準備室長です。開発行為につきましては、1万平米を超えることで、大分県知事に申請が必要となりました。申請につきましては、8月30日に県知事に対して申請を行っております。開発許可通知が9月22日に出しております。その後、それをもって補助金申請にかかったという状況になっております。開発後の登記につきましては、現時点では開発の状況の中で、開発後に分筆登記をすることということで出てますから、それをしますということで、補正予算で310万の委託料を計上させていただきました。中身につきましては、分筆登記の委託料ということで現在のところしております。登録免許税と技術料の関係については、現時点で資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせ申し上げます。以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） かなり前に許可されているので、開発許可が云々ということにはならないと思うんですけども。事業申請そのものが滞ってたっていうことも聞いてみたら分かりますけども、事業申請をいつ頃してですね、どういうふうにそれが認可されたのかっていうのも、併せてお願いしたいと思います。310万の内訳については分からないということなんですけども、分かんはずないんですね。ほとんど委託料ですから、嘱託登記で委託をしてお願いするということになるとは思うんですけども。私、前から言っているように、従来、役所が皆やっていたんですよね。分筆じゃろうが何じゃろうが、所有権登記じゃろうが。それがここ最近になって、業界っていうんですか。嘱託登記の組合の方から色々言われて、全部委託するようにしてますけども。基本的には膨大な、挾間町の当時の市道の分筆登記、全部すれば20億かかるというようなことを言われてました。同じようなことなんですけども、他のも含めて、職員を1人2人配置すれば、その人件費だけで済むことなんですから、基本的にはそういう方向でやってもらいたいという思いもあって、先ほどそういうことを言いました。ぜひ、そういうことを考えながらですね、そういうことする気はないと。やらないんだと。全部業者に委託するんだという市長の弁明があるというならともかく、そこ辺は色々検討して欲しいんですが。その点、準備室長に言ったらかわいそうやね。総務部長か市長、お答えいただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） はい、総務部長。

総務部長（二ノ宮 健治君） 8番議員にお答えします。ご指摘のように、以前は全部町の方で職員がやってました。色んな経緯の中で、今委託に出しておりますが、ご指摘のありましたことについては、色々な調整も必要だと思いますし、出来るようであれば、市でそういう考え方で出来るんじゃないかと思います。検討してみたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

国体準備室長（工藤 浩二君） すみません、先ほど開発申請の時期が間違っていましたので。大変すみません。5月24日に開発申請は大分県知事へ送ってます。（発言する者あり）はい、開発申請、色々な条件がかなり出まして、それをクリアするのにかなり時間がかかったということです。申請許可が9月22日ということになっております。申し訳ありません。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 他に質疑ありませんか。はい、2番。

議員（2番 高橋 義孝君） 1点だけですね。今、様々な要因で繰り越しをしなきゃいけないっていう事情はよく分かったんですけども、今年度、プレの大会もあるということで、国体を推進、国体自体をプロジェクトと捉えてですね、推進体制自身がまだまだ整ってないんじゃないかなという感じがするんですけども。今回の国体準備室の中に技術担当

職の方がおられるんですかね。その方が室内におられて、こういった工事であるとか、そういったことを室長なりと協議しながら進捗していくっていう、その体制がどういうふうになってるのかっていうことを教えていただきたいと。

議長（副議長 久保 博義君） はい、室長。

国体準備室長（工藤 浩二君） お答えいたします。国体準備室は職員が4名、臨時職員1名、1月1日から1名増加ということでやっています。この技術職員につきましてはおりませんで、現在まで湯布院振興局の建設担当の加藤主幹の方をお願いをして、今日まで現在もやっているところでございます。そういう状況でございます。

議長（副議長 久保 博義君） はい、2番。

議員（2番 高橋 義孝君） 分かりました。ぜひですね、こういった工事の完成年度もずれてくると、色んなことで当日を迎えるためになかなか支障が出てくるんじゃないかと思しますので、その辺はきっちりと体制を整えてですね。工事の方を進めていただきたいと思えます。

議長（副議長 久保 博義君） はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） 遅れてることだし思いきってですね、このラグビー場の建設をもうやめてですね。そして繰越明許もしないと。で、不要額で残りの4割分を落とすというようなことは別に考えられんですか。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 総務部長。

総務部長（二ノ宮 健治君） 8番議員にお答えします。色んな議論の中で建設をすることで推進しています。それと、プレ国体も迫ってますし、本国体もどうしてもその会場を使うというふうになってますんで、このまま進めたいと思えます。

議長（副議長 久保 博義君） はい、5番。

議員（5番 佐藤 郁夫君） 市長が昨年も施政方針で言いました、本年もプレ国体もあるし、来年も国体を、全国に由布市を紹介するためにも、これを利用すると。そういうためにも体制強化をきちっとして、皆さん、全国に誇れる由布市を作っていきたい。そういうことを申されておりました。ちなみに豊後大野市等を調べてみますと、やはりうちと同じような5競技、若干相違はありますけれども、15人体制ぐらいはあります。今後、私はやはり4月から本当に本気になって、全国に誇れる由布市が国体でアピールするために国体準備室なり体育振興課含めて、どうその体制強化を図っていくのか。市長に答弁をお聞きしたいと思えますので、よろしくをお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） はい、市長。

市長（首藤 幸文君） 人数につきましては、先ほど準備室長が申したとおりであります

けれども、この状況の中では今ほとんど仕事が出来ていない等な状況でありまして、今度4月から大幅な増強を考えております。そのために職員の配置をですね、検討して、今きているところではありますが、また後程皆さん方にご相談申し上げて、またご報告申し上げたいと思います。その方向で進めていきます。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。他に質疑ございませんか。19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 出来るだけ早く完成を願うものでございますが、財源内訳をですね、再度確認をしたいと思うんです。当初、県の補助が1億円を上限として支給されるというものでスタートされたというふうに思っております。あ、すみません。ちょっとマイクの調子が悪かったので、再度。早めの竣工を願うものでございます。（発言する者あり）お手をかけます。もうものを言うなということかもしれません。早めのラグビー場の竣工を願うものでございます。これにはですね、財源が必要になるわけでございます。その財源の捻出に関してですね、こういうのが今必要かなという部分の市民の声もございまして、先ほどは唐突もない、これを中止しろというような意見まで同僚議員が言うぐらいなことではございますが、この内訳をもう少しですね、明確に説明して欲しいと思うんです。例えばこの分筆の経費等が県の補助の対象になっているのかどうか。またラグビー場建設だけじゃなくてですね、周辺整備に関する県の補助等もいただけるのかどうか。このへんを含めて、もう一度詳しく説明をお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） はい、室長。

国体準備室長（工藤 浩二君） はい、それではお答えいたします。事業費は補助対象事業といたしまして、全体の事業費が2億5000万で計算をいたしております。補助金が3979万1000円でございます。財源としまして、2億3749万9000円が地方債、起債でございます。一般財源を656万1750円っております。周辺事業につきましては、これは県の補助金も国体事業にかかる分だけでございまして、周辺事業等は入りません。ラグビー場だけの整備でございますので、周辺は入りません。それで登記費用につきましても、開発行為の部分でございまして、それも補助対象外ということですね。含まれておりませんので、その部分も一般財源ということで。補助対象、これは国体事業に関する補助で、国体局の方から出る補助でございまして、国体関連のみの支出ということになっておりますので、補助金として3979万1000円ということになっております。以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 1億円を上限としてというふうな文言でスタートしたと思うんですけども、当初、湯布院町時代からのスタートの中で約2億円というふうな予算

計上でスタートしたと思うんですね。そのうち1億円は県の方が出してくれるということで、この事業をスタートさせた経緯がございます。そうした中で結果的にですね、2億5000万かかるんだけど、4000万弱の県の補助しかいただけないという結果が確定しておるわけですが、もうちょっとそのへんですね、なぜ4000万弱なのかということの説明を欲しいと思いますので。

議長（副議長 久保 博義君） はい、室長。

国体準備室長（工藤 浩二君） 現時点で私が把握してる分によりますと、確かに言われるように1億円の補助金ということで、当初は行ってたようでございます。湯布院町時代にそういった話が出まして、そういう話が聞くところによりますと一人歩きをして、補助金1億円で2億円の整備ということですね。当初は芝の整備ということで2億円、そして1億円の補助金ということで人工芝一面の天然芝一面という整備の予定であったようでございます。それを由布市になりまして、天然芝は後の管理が年間1000万近くかかるというようなことで方針転換をしまして、人工芝の2面整備ということで2億円に5000万円を追加しまして、2億5000万で人工芝2面の整備ということで決定をして、現在に至っておるというように把握しております。以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） はい。

財政課長（米野 啓治君） よろしいですか。19番議員さんにお答えいたします。財源の内訳については、前回、前に私が申し上げたのではないかと考えております。合併特例債と補助金を使った場合、どちらが得かということで。確か補助金は額が少なくなるが、合併特例債を使って、約70%の交付税の見返りがあるそちらの方が得だという説明を確かしたと思うんですが。（発言する者あり）その経緯はちょっと分かりません。

議長（副議長 久保 博義君） はい、助役。

助役（森光 秀行君） 補足説明をさせていただきます。経緯を聞きますと、県と市でそれぞれの負担を半分にするという考え方は変わってないと。2億5000万に対して、市長から説明がありましたように、合併特例債が2億3700万ほど充てていると。充当率が補助対象額の95%。そして、交付税算入が、その70%が、今年度交付税に入れて返ってきますと。返る見込み額まで合算すると、自治負担額をいくらになるかを算定して、その分を県と市で半分に分けたと。その半分だけ、県がまとめて今年度補助金をくれると。そういうことになってます。それで一般財源額が本年度は少ないということになります。それで考え方の基本は、合併特例債を入れたがために県の補助金負担分が金額ベースでは下がっているけれども、2分の1という考え方は変わっていないとそういうことになります。以上です。

議長（副議長 久保 博義君） よございますか。他に質疑ございませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。はい、8番。

議員（8番 西郡 均君） 唐突に言うとたまがる人がいるんで、しょっちゅう言うことにしましょう。やはりこういう人員もですね、市の財源も不当に食い散らかしてですね、天皇杯か皇后杯か名を付けてやるこういう行事に血道をあげるちゅうことは、私はよろしくないというふうに思います。健全なスポーツ振興のあり方じゃないというふうに思うし、と同時にその後、やった後どうなるかということ考えたときに、湯布院町にはラグビー場があるそうです。けども、そこは悲惨な状況のようです。議会の議論の中でも、今後の使用計画についてお尋ねしたら、特にないと。グラウンドゴルフの大会でもやりたいということをこの場で答弁してありました。しかしそういうことを考えたら、安易にこういうのを気がついたところでね、ぼっとやめて、そして有効に人材も財産も使うと。多少の非難があったって構わんじゃないですか。そんなことをやっぱり考えてですね、国体だからということで市民を駆り立てて、いかにもこれが立派な行事であるかのように小舞してですね、終わって見たらなんということをやったんだと。大分にも有名なドームというのがありましたけれども、そういうことを言われかねないんで、気がついたところで早めに手を引いてですね、きれいさっぱりこれを終うというふうにして欲しいというふうに思います。従って、この繰越明許もこういうことをせんで諦めて、今までの分は精算するという方向でやって欲しいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 他に討論ありませんか。はい、7番。

議員（7番 溝口 泰章君） 賛成の立場で討論させていただきますが、全く8番議員の考え方とは違いまして、国をあげての国体が今2順目で大分が当たっているわけですけども。この国体の実施をとおして、どのような目的が掲げられているのか、これは我々も熟知しているところでございまして、国民の体力向上、健康増進、それを通じて豊かな国づくりに繋がっていくということはもう当然でございます。まして今回は、由布市をあげて湯布院町でのラグビーが今問題になっておりますけども。行われることで由布市を全国にアピールするという意義は認めるところでございます。我々も共通にその点は認識しております。それ故に、今後の人工芝でのラグビー場を先ほど議員はゲートボールか何かしか使えないということでございますけども、とんでもございません。これから大分舞鶴の例を挙げますけれども、舞鶴目当てにぜひ合宿を行わせてくれ、対戦してくれという申し込みも後を絶たずありますし、子ども達に、少年ラグビーにまたこれが繋がりますし、サッカーを行うにしても、大分にはビッグアイでは色んな意見もございましょうが、トリニー

夕を由布市あげての後援会も出来ましたし、サッカーに関するイベントもあの人工芝を使えば、連日使用が出来るということで、子ども達の体力向上にも健康増進にも繋がるということでございます。そういう価値を認めた上で、今後の活用に関しては十分に想定出来ます。あえて言うならば、もっとイベントを興すくらいの計画を練って、今後の完成した暁以降の湯布院町のラグビー場を活用していくプランを練るくらいの気力を持って、執行部にはもっと計画を実施するくらいの迫力を持ってやっていただきたいと思います。そういう意味でのラグビー場建設を大いに認めるところで、私は賛成いたしております。

議長（副議長 久保 博義君） 他に質疑ありませんか。はい、1番。

議員（1番 小林 華弥子君） 私は国体の開催そのものに反対を唱えるつもりは全くありませんが、今回の繰越明許費ということではラグビー場の、お金をかける建設そのものについて、私は湯布院町時代から反対をしてまいりました。その国体の開催の意義は大いに認めますし、国民の体育振興にも多く寄与するものでありますけれども、国体の開催を使って、大きなお金を投資してやる事業、そういう箱物国体は時代に合わない。その中で湯布院町時代からもそうですし、由布市の財政も大変に逼迫している中で、なぜこれを先に作らなければいけないのか。お金をかけないでやろうと思えば、いくらでも知恵も工夫もあったのに、それをせずにラグビー場建設に踏み切ったことそのものに反対をしてまいりました。しかし当時、それでもラグビー場を作るんだということで、議会も認め、当時の町長も認めました。ただ、今、同僚議員が質問しましたように、その当時は2億のうちの1億は県が補助するんだということを今、蓋を開けてみますと合併特例債を使って7割の交付金措置を除いたうちの半分だということで4000万弱しかこない。合併特例債の交付税措置を換算すると言ってますけれども、これも交付税の算定基準に盛り込むだけであって、じゃあその1億円分をまるまる交付税に上乘せするのかということそうではないわけです。これはまさに合併特例債を使った騙しみみたいなものだと思えません。結局蓋を開けてみると、こういう状況になって、市の財政を圧迫するようなことになってしまうということそのものに私は異議を唱えたいと思いますので、これは反対します。以上です。

議長（副議長 久保 博義君） はい、他に討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員23名中起立21名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。よって、本臨時会をこれにて閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） ご異議なしと認めます。これで本日の会議を閉じます。ここで、閉会にあたり市長の挨拶を受けます。

市長（首藤 奉文君） 本日は第1回臨時会にご出席いただきまして、そして承認案件2件、そしてまた議案3件につきまして、承認または可決ということいただきまして誠にありがとうございました。この議案あるいは承認案件の中で、ご指導またご指摘いただきましたことにつきましては、本当にこれから職員一同あげて、きちんとした提案をしていかなばならないということを改めて認識をしたわけでありまして、これから努力をしまいたいと思いますが、何はともあれ、本日はご審議いただき、承認またご可決いただきましたことに対して厚くお礼を申し上げまして、閉会のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

議長（副議長 久保 博義君） 私から一言お礼を申し上げたいと思います。本臨時会がおかげさまで無事終了することが出来ました。後藤議長の代役をすることが出来ました。これもひとえに首藤市長をはじめ、執行部の皆様方、また議員各位のご協力の賜物と、心から感謝を申し上げます。最後に後藤議長の1日も早い全快を皆様とご祈念申し上げます。終わりたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、平成19年第1回由布市議会臨時会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。議員の皆様はこの後全員協議会をしますので、議員控え室の方をお願いしたいと思います。

午前11時41分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員